告示

○総務省告示第四十九号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第五十一条の九の六第一号(1)及び(3)並びに第三号の規定に基づき、平成十七年総務省告示第千三百十二号（電波法施行規則第五十一条の九の六第一号(1)及び(3)並びに第二号の総務大臣が別に告示する周波数を定める件）の一部を次のように改正する。

平成三十年二月二日

総務大臣　野田　聖子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
［一　略］	［一　同上］
二　施行規則第五十一条の九の六第一号(3)の総務大臣が別に告示する周波数は、次のとおりとする。 九三〇MHzを超え九四〇MHz以下の周波数	二　施行規則第五十一条の九の六第一号(3)の総務大臣が別に告示する周波数は、次のとおりとする。 九〇五MHzを超え九一五MHz以下の周波数 九三〇MHzを超え九四〇MHz以下の周波数
三　施行規則第五十一条の九の六第三号の総務大臣が別に告示する周波数は、次のとおりとする。 三、四〇〇MHzを超え四、二〇〇MHz以下の周波数	一、四五五MHzを超え一、四六五MHz以下の周波数 三　施行規則第五十一条の九の六第二号の総務大臣が別に告示する周波数は、次のとおりとする。 三、四〇〇MHzを超え四、二〇〇MHz以下の周波数
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

○総務省告示第五十号

平成二十三年総務省告示第五百十五号（特定公示局を定める件）を廃止する。

平成三十年二月二日

総務大臣　野田　聖子

○厚生労働省告示第二十二号

雇用対策法施行令（昭和四十一年政令第二百六十二号）第五条及び雇用対策法及び地域雇用開発促進法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成十九年政令第二百四十五号）附則第二条の規定に基づき、厚生労働大臣が定める外国人雇用状況の通知の様式を定める件（平成十九年厚生労働省告示第二百七十七号）の一部を次の表のように改正する。ただし、この告示の適用の際、現に存するこの告示による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

平成三十年二月二日

厚生労働大臣　加藤　勝信

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
様式（表面） ①外国人の氏名（ローマ字） 様式（裏面） 注意 1　雇入れに係る外国人雇用状況届出書として使用する場合の注意 (1)　（略） (2)　①欄には、外国人の氏名を、姓、名、ミドルネームの順にローマ字で記載し、フリガナをカタカナで記載すること。（ミドルネームがない場合は姓名のみ記載） (3)～(7)　（略）	**様式**（表面） ①外国人の氏名（ローマ字又は漢字） 様式（裏面） 注意 1　雇入れに係る外国人雇用状況届出書として使用する場合の注意 (1)　（略） (2)　①欄には、外国人の氏名を、姓、名、ミドルネームの順にローマ字又は漢字で記載し、フリガナをカタカナで記載すること。（ミドルネームがない場合は姓名のみ記載） (3)～(7)　（略）